

各位

全3ページ
登録速報(2020-213)
2020年 9月 9日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2020年 9月 9日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 24102 号

名称：アドマイヤープラスフロアブル

(バイエルクロップサイエンス(株)登録)

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更する。

- ・ 作物名「かんきつ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

【変更後】

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | イタダクドリドを含む農薬の総使用回数 | エチプロールを含む農薬の総使用回数 |
|------|--|------------|------------------|------------------|----------|------------------------|--------------------|-------------------|
| かんきつ | コカガラムシ類 | 2000倍 | 200~700 L/10a | 収穫 21日前 まで | 2回 以内 | 散布 | 3回以内 | 2回以内 |
| | アザミウマ類 アブラムシ類 カメムシ類 ゴマダラカミキリ成虫 ミカンハエ成虫 ミカンハモグリガ | 32倍 | 4~7.5 L/10a | | | 無人 航空機 による 散布 | | |
| | | 40~50 倍 | 7.5~15 L/10a | | | | | |
| | | 100倍 | 15~30 L/10a | | | | | |
| | | 200倍 | 30~50 L/10a | | | | | |

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」の(5)に以下の内容を追加し、以降の番号を繰り
下げ、別紙の【変更後】のとおりとする。

(5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- 1) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量、又は薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用前によく振ってから使用すること。
- (3) 蚕に対して長期間毒性があるので、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (4) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
 - ② 関係機関(都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等)に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (6) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (7) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上